その他告示

○総務省告示第二百六十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第九号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶 次の船舶	一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶 次の船舶
船舶番号 / 船舶名 / 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	船舶番号 / 船舶名 / 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［(　1)～(　37)　略］	［(　1)～(　37)　同左］
［削る］	(　38)　11154　レットスター２　兵庫県知事
(　38)　11599　ジェノバⅠ　兵庫県知事	(　39)　11599　ジェノバⅠ　同
(　39)～(　186)　［略］	(　40)～(　187)　［同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年度分の固定資産税から適用する。

○総務省告示第二百六十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第十号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産 ［1・2　略］ 3　次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産	一　［略］ ［1・2　同左］ 3　［略］
所有者 / 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	所有者 / 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［(　1)～(　92)　略］	［(　1)～(　92)　同左］
(　93)　ＵＳエナジー株式会社（亀山ソーラー発電所に係るものに限る。）　同	(　93)　ロイヤルリース株式会社（亀山ソーラー発電所に係るものに限る。）　同
［(　94)～(　134)　略］	［(　94)～(　134)　同上］